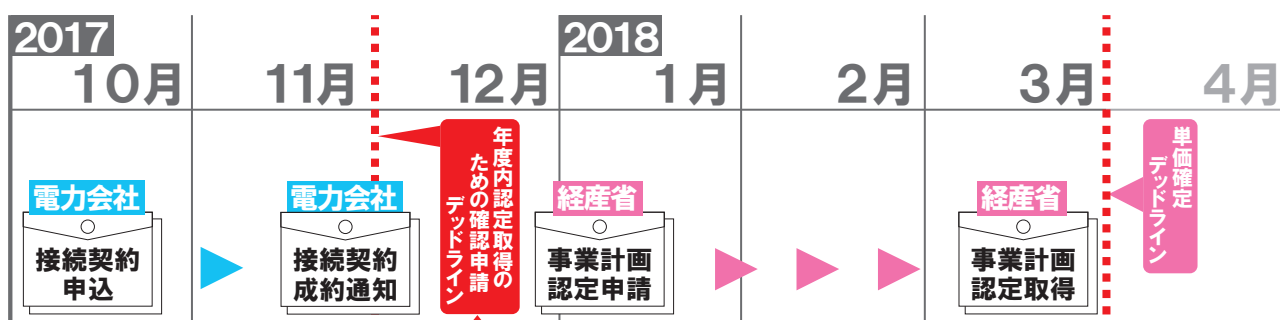


年内に必要な書類を揃えて 今年度買取単価を確保しましょう



平成 29 年 4 月より「建築確認済証」が
認定申請時の必須書類となっています

今年度の買取単価を確保するための確認申請期限は11月末！



※事業計画認定の申請には、建築確認済証の添付が必須です。



【開発許可申請が必要な土地の購入の場合】

建築確認済証の交付まで長期間を要することがあります。

その場合、事業計画認定の申請が遅れ、年度内買取単価の確定が難しくなります。
最終的にお客様の売電額試算に影響が出ますので、特に注意が必要です。

経産省発行の申請マニュアルを再度、確認しましょう

建造物所有者の同意を証する書類 (屋根置きの場合のみ)

自己所有の場合

①「建物の登記簿謄本」

【登記がお済みでない場合】①「建築確認済証」、②「売買契約書又は請負契約書」

※施工業者が認定を取得する場合は「建築確認済証」のみ

新築

他人所有の場合

①「建物の登記簿謄本」、②「建物所有者の同意書」(見本様式あり)、③「印鑑証明書」

【登記がお済みでない場合】①「建築確認済証」、②「建物所有者の同意書」(見本様式あり)、
③「印鑑証明書」

認定申請マニュアルより抜粋

※資エネ庁マニュアルページ
<https://goo.gl/vaGQIR>

※建築確認申請が不要の場合は「建築確認済証」がないため、受付印のある「建築工事届」を添付して下さい

認定申請マニュアル補足資料はコチラ

<https://goo.gl/PPqXT0>



平成 29 年度の買取価格をとるために

電力会社への接続契約申込だけでなく、

確認申請も急ぎましょう！